

1. 請求に必要な書類の様式を機構から入手してください。
2. 請求に必要な書類を作成し、機構に送付して救済給付請求してください。
3. 機構では、請求に必要な書類が揃っていることを確認した上で請求を受理します。

Q9 2次感染者なども救済給付の対象になりますか。

A 生物由来製品を介して感染被害を受けた方(1次感染者)が、生物由来製品により感染していたことを知らずに配偶者や子供などに同じ感染症の被害を及ぼした場合などでは給付の対象になります。事例によって請求に必要な書類が異なりますので、請求される前にあらかじめ機構へお問い合わせ下さい。

Q10 「日常生活が著しく制限される程度以上の障害」とは、どの程度の症状をいうのですか。

A 障害年金、障害児養育年金の支給対象となるのは、生物由来製品を介した感染被害の状態が、次の「1級」と「2級」に該当する程度の障害の場合です。

1級の障害：日常生活の用を自分でできることができない程度の障害

2級の障害：日常生活に著しい制限を受ける程度の障害 より具体的には、別表「障害の程度」をご参照下さい。

なお、障害の状態とは、症状が固定している状態、または症状が固定しないまま初診日から1年6ヶ月を経過した後の状態をいいます。

Q11 救済給付を受けることができる人が死亡した場合はどうなりますか。

A 救済給付を受けることができる方が死亡した場合において、その死亡された方に支給すべき救済給付で、まだその方の支給していなかったものがあるときは、その方と生計を同じくしていた遺族のうち最優先順位の方がその支給を請求できます。

この未支給の感染救済給付を請求することができる場合は次のとおりです。

- (1)請求することができる方が未請求のまま死亡された場合
- (2)請求中に死亡された場合
- (3)支給決定後に死亡された場合

ただし、(1)の場合においては、障害年金、障害児養育年金、遺族年金についての未支給の請求給付はありません。

なお、未支給の救済給付を受けることができる同順位の方が2人以上いるときは、その1人が行った請求は、全員のためその全額につき行ったものとみなされ、その1人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなされます。

具体的な請求方法等については、「医療費等の請求手続き」をご参照下さい。

Q12 感染救済制度の給付と他の社会保障給付との併給調整は、どのようにになっているのですか。

A 感染救済制度による給付は、他の社会保障給付とは性格が異なり、見舞金的色彩をもつた独特的の給付であり、原則として併給調整は行っていません。

ただし、医療費については、実費補償的な給付ですので、各種の医療保険適用後の自己負担額を救済給付の対象とする医療保険優先の併給調整を行っています。